

今後の小売政策について (燃料価格の情勢を踏まえた対応)

2022年 4月12日

資源エネルギー庁

本日のご議論について

- 前回の本委員会において、原燃料価格の急変も踏まえた電気・ガス料金の在り方について、今後の検討の視点の例をお示しさせていただいたところ。
- 今回、今後の議論を進める上で前提となる、現行の原燃料費調整制度をめぐる状況や評価について、ご議論いただきたい。

(参考) 燃料価格の急変も踏まえた電気・ガス料金の在り方

電力・ガス基本政策小委員会
(2022年3月26日) 資料3-4

- 前回の御議論のとおり、原燃料価格の高騰は、電気・ガス料金を通じて、国民生活と電気・ガス事業経営の双方に大きな影響を及ぼす。
- 他方、現在の規制料金はあくまで経過措置であり、料金は自由化が進展していく見込み。
- このため、足下の事象も踏まえ、**電気・ガスの規制・自由料金の在り方について、改めて考え方を整理していくことが重要**と考えられるのではないかと。

＜電気・ガス料金の在り方に関する検討の視点の例（次頁に続く）＞

家庭等の規制料金

- 電気は全エリアにおいて経過措置規制料金が存続。ガスは経過措置の解除が進み規制料金を有するのは4者。
- 現下の原燃料費の高騰により、複数の大手電力会社の電気の規制料金は、既に調整上限へ到達。ガスについても1者が到達。
- 原燃料費調整の上限は、現下の原燃料価格の上昇による料金の上昇から需要家を保護する機能を果たしている一方、自由料金の新規参入者との**競争に影響を与えるおそれ**※や、**価格を通じた需要家の省エネ誘因を阻害するおそれ**がある。また、上限に到達した事業者にとっても、上昇を続ける**原燃料費を転嫁しない料金でのサービス継続は持続的とは考え難い**。
※上限有りメニューにより原価を下回る料金設定となる場合や、新規参入者において実態の電源調達構造が異なる燃料費調整となっている場合などがあり得る。
- 上限に到達した事業者は、必要があれば、料金改定申請を行い、基準原燃料価格を見直すことにより、原燃料費調整の上限を変更することを妨げられず、これに伴う審査プロセスを通じて、**電気・ガス事業者の料金構造が透明化**されることとなる。
- 他方、上限に到達していた状態において、料金改定が行われる場合、特に原燃料価格の上昇が継続している局面では、需要家にとっては**小売料金の急激な上昇**を招くおそれもある。
- これらの点も踏まえ、経過措置対象事業者の**家庭等の規制料金の原燃料費調整制度のあり方**（上限の設定の在り方を含む。）について、どのように考えるか。

＜電気・ガス料金の在り方に関する検討の視点の例（前頁からの続き）＞

家庭等の自由料金

- 需要家保護の重要性は自由化前後で不変であると考えられる一方、小売自由化・料金自由化は、専ら事業者間の競争や需要家の選択肢の多様化により、需要家保護を実現する考え方に立っていると考えられる。
- 電気やガスの新規参入者の多くは、原燃料費調整の上限を設定していない一方、ガスにおいては、旧一ガス事業者の約2割において引き続き原料費調整の上限を設定。なお、現下の原料価格高騰により、既にいくつかの事業者では上限に到達している状況。
- 原燃料費調整の上限は、現下の原燃料価格の高騰局面においては、事業者にとって経営上のリスクとなる。このため、小売自由化・料金自由化後は、原燃料費調整の上限を設定しない事業者も多く、特にガスの需要家にあつては、地域によっては自らのリスク選好に応じて上限のある料金プランを選択することができない状況。（電気は、全てのエリアで規制料金があり、上限のある料金を選択可能。）
- 上限に到達した事業者が上限を見直すか否かは自らの経営判断であるが、供給約款の変更は民法の定型約款変更のルールに則ったものである必要がある。なお、規制料金の場合と同様、上限に到達していた状態から上限が引き上げられた場合、特に原燃料価格の上昇が継続している局面では、需要家にとっては小売料金が急激に上昇することとなる。
- 以上の点を踏まえ、家庭等の自由料金（※）について、どのように考えるか。

（※）現在、電気・ガスの小売営業の指針や適正な取引についての指針においては、小売事業者に対し、低圧需要家向け（電気）・一般需要家向け（ガス）の定型的なメニューを標準メニューとして広く一般に公表すること等を「望ましい行為」として位置付け。

産業等の自由・規制料金

- 現在、産業等の料金は原則自由となっている。ただし、沖縄電力の高圧分野には、調整上限設定のある規制料金が存続。また、一部の事業者は、自主的に上限設定のある自由料金メニューを提供している。
- 電気・ガスは事業活動を支える基盤であり、急激な変化が事業活動へ及ぶ影響は大きい一方、特に産業用の需要家は、こうしたリスクも踏まえ、省エネや脱炭素化に取り組むことが期待される。また、特に需要量の大きな産業向けにおいて、上限設定に伴い、原燃料費を下回る料金でサービスを継続することが持続的であるとは考え難い。こうした中で、産業等の自由・規制料金について、どのように考えるか。

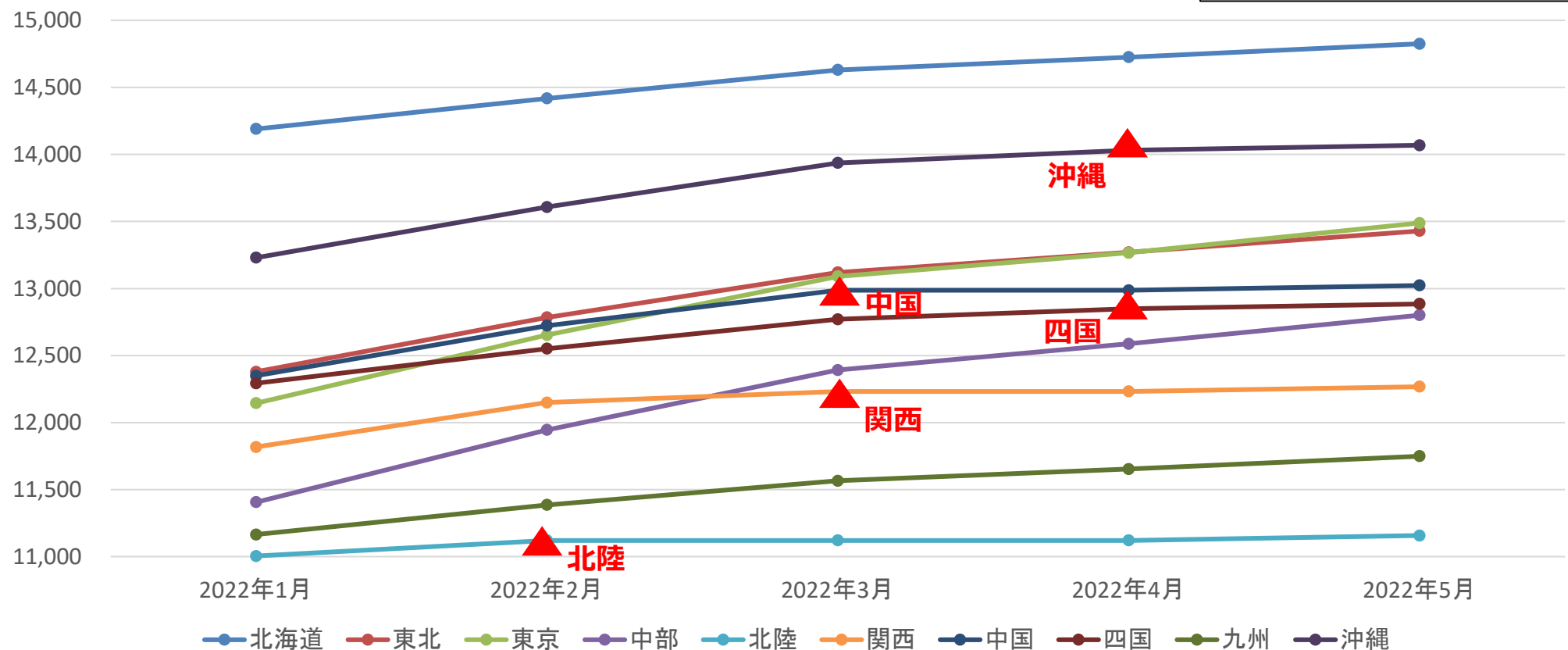
最終保障供給の料金

- 需要家がどの小売事業者とも契約に至らなかった場合の最終保障供給は、あくまで一般送配電事業者や一般ガス導管事業者が一時的に供給を担うセーフティネットであることから、その料金については、標準的な料金よりも高い水準で設計されている。
- 一方で、昨今の燃料価格高騰を反映した自由料金の水準が、最終保障供給に係る料金を上回ることもあり得、制度の前提と乖離しているおそれ。こうした最終保障供給の料金についてどのように考えるか（監視委員会において議論中）。

燃料価格の上昇に伴う料金への影響（電力）

- 大手電力 5 社において、規制料金における燃料費調整制度の調整上限に到達。
- 原価上の燃料価格を下回る電気料金が適用されている。

大手電力 10 社における電気料金



※一般家庭（400kWh/月）を想定。

※燃料費調整制度の上限に達している北陸、関西、中国、四国、沖縄も、再エネ賦課金単価の見直し（3.36円/kWh→3.45円/kWh）により、5月は若干の値上がり。

(参考) 現行の仕組みの経緯 (電気)

- 電気料金における「燃料費調整制度」は、事業者の効率化努力の及ばない燃料価格や為替レートの影響を迅速に料金に反映することにより、為替差益の消費者還元と事業者の経営環境の安定を目的として1995年度に導入された。
- その後、2009年度に、当時の燃料価格の大幅かつ急激な変動の状況を踏まえつつ、調整ルールのあり方等につき、需要家保護の観点及び燃料価格の変動実績の観点から検証がなされた結果、調整上限（1.5倍）については見直しを行わないこととされた。
- また、2019年の経過措置料金に関する議論において、新電力によって参照されている規制料金の燃料費調整項が、需要家の電気料金の比較容易性に実態として寄与しているため、撤廃する際には需要家にとっての比較容易性の確保・向上が必要との指摘がなされている。

(電気料金の経過措置に関する報告書 (2019年4月26日) より抜粋)

需要家が電気料金の比較を行う上では、基準指標となる大手電力会社の燃料費調整項が新電力でも採用されていることで、納得性の高い比較が可能となるため、燃料費調整制度は必要であるという意見がある。実際に新電力も、全ての大手電力会社が燃料費調整を行っている現状においては、参照すべき価格指標が限定されるため、料金比較を需要家に効果的に訴求するべく、大手電力会社の燃料費調整項を用いることが一般化している実態がある。

上記を踏まえると、料金比較の観点で需要家が求めているものは、料金メニューの比較容易性（あるいは選択したメニューが他のメニューより継続的に安価であること自体）であって、必ずしも燃料費調整制度そのものではないと考えられる。このため、経過措置が撤廃された後において市場シェアの大きな事業者が標準的な電気料金メニューを定め、それを公表していく等、需要家にとっての比較容易性を確保・向上していくことが望ましい。今後、燃料費調整の適用有無については、経過措置撤廃後は原則として自由となることを前提に、経過措置が撤廃されるまでの間に、上述の方向性を踏まえながら、需要家にとっての比較容易性の確保・向上について引き続き詳細検討を行っていくことが適当と考えられる。

燃料価格の上昇に伴う競争への影響（電力）

- 大手電力と競争関係にある新電力においては、需要家に対する自社メニューのメリットを訴求するため、同一エリアの大手電力の燃料費調整制度やその調整上限と横並びを取った料金体系とする場合がある。
- この場合には、新電力の料金メニューにおいても、実際の調達コストとは異なる電気料金メニューが提供されることとなる。

新電力における燃料費調整

- 販売電力量上位※1の新電力10社のうち、全ての社において、同一エリア内のみなし小売電気事業者の燃料費調整単価を採用。
- そのうち、4社については、みなし小売電気事業者と同様の調整上限を設定。

※1 新電力各社については、販売電力量実績の上位から抽出（2022年3月30日、資源エネルギー庁公表資料より）

新電力を巡る事業環境

- 昨年来、破産、会社更生又は民事再生にいたった小売電気事業者は16社存在。この他に、休廃止にいたった小売電気事業者が15社※2。
- また、現下の市場環境を踏まえ、新規受付を停止している社も存在※3。

※2 電気事業法に基づく届出や報道等より

※3 報道等より

原料価格の上昇が事業者の競争や経営に与える影響（ガス）

- ガスについては、経過措置の解除が進み、規制料金を有するのは4社のみ。
- 自由料金においては、新規小売を含む多くの事業者が原料費調整の上限を設定していないが、大手3社では、東邦ガスの規制料金、及び東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの主たる自由料金において、調整上限を設定。今後、調整上限に達する可能性あり。
- 新規小売の料金メニューは、（調整上限の設定を除き）旧一般ガス事業者の料金メニューと同様の原料費調整を設定することが一般的だが、ガスと電気では調達の状況が異なっており、ガスでは、基本的には原料であるLNGの価格上昇分を原料費調整により小売料金に反映できていることから、電気で起きているような新規小売に関する問題は見られない。

(参考) 規制料金の状況

電 気

【低圧】	件数 (件)	販売量 (MWh)
全国計	88,093,724	26,335,686
規制料金	48,145,625 (54.7%)	8,974,929 (34.1%)

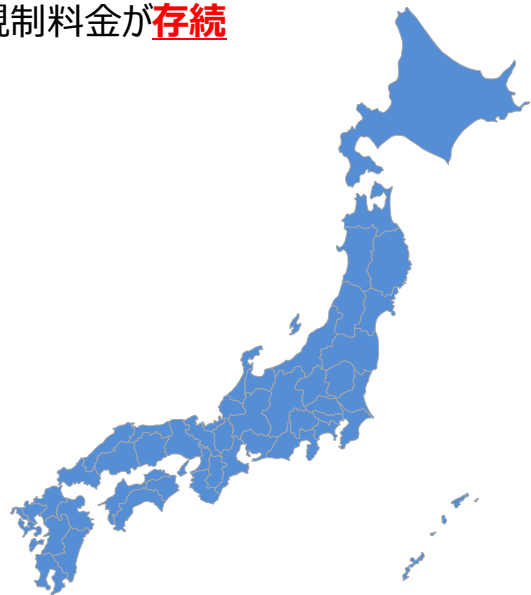
出典：電力取引報（令和3年12月分）

ガ ス

【家庭用】	契約件数 (件)	販売量 (千m ³)
全国計	26,481,900	922,802
規制料金	908,311 (3.4%)	22,077 (2.4%)

出典：ガス取引報（令和3年12月分）
※販売量は標準熱量45MJ換算

全エリアで規制料金が**存続**



規制料金が残るのは**4事業者の供給エリアのみ**



(参考) 原料費調整制度の上限と基準平均原料価格の果たす役割

- 基準平均原料価格は、料金算定時の原料費の算定期間における貿易統計価格に基づいて設定しており、料金策定期間によって旧一般ガス事業者各社で異なる。ただし新規小売にあっては、営業上の理由から、競争する旧一般ガス事業者の基準平均原料価格を用いることが一般的。
- 平均原料価格は、最新の貿易統計の3ヶ月平均輸入価格。
- 原料費調整の上限とは、原料費調整単価の計算上、平均原料価格を基準平均原料価格の1.6倍までとすることで、原料費調整単価に上限を置く仕組み。

(参考) 原料費調整制度の仕組み ※消費税を除く

$$\text{ガス料金} = \text{基本料金} + \left(\text{従量料金単価} \pm \text{原料費調整単価} \right) \times \text{1ヶ月のガス使用量}$$

$$\text{原料費調整単価} = \left(\begin{array}{c} \text{※ 平均原料価格} \\ \text{※ 基準平均原料価格} \end{array} \right) \times \text{換算係数}$$

※円/t→円/mに換算

※平均原料価格が基準原料価格を上回った場合（プラス調整） ※基準平均原料価格の1.6倍を上限に設定

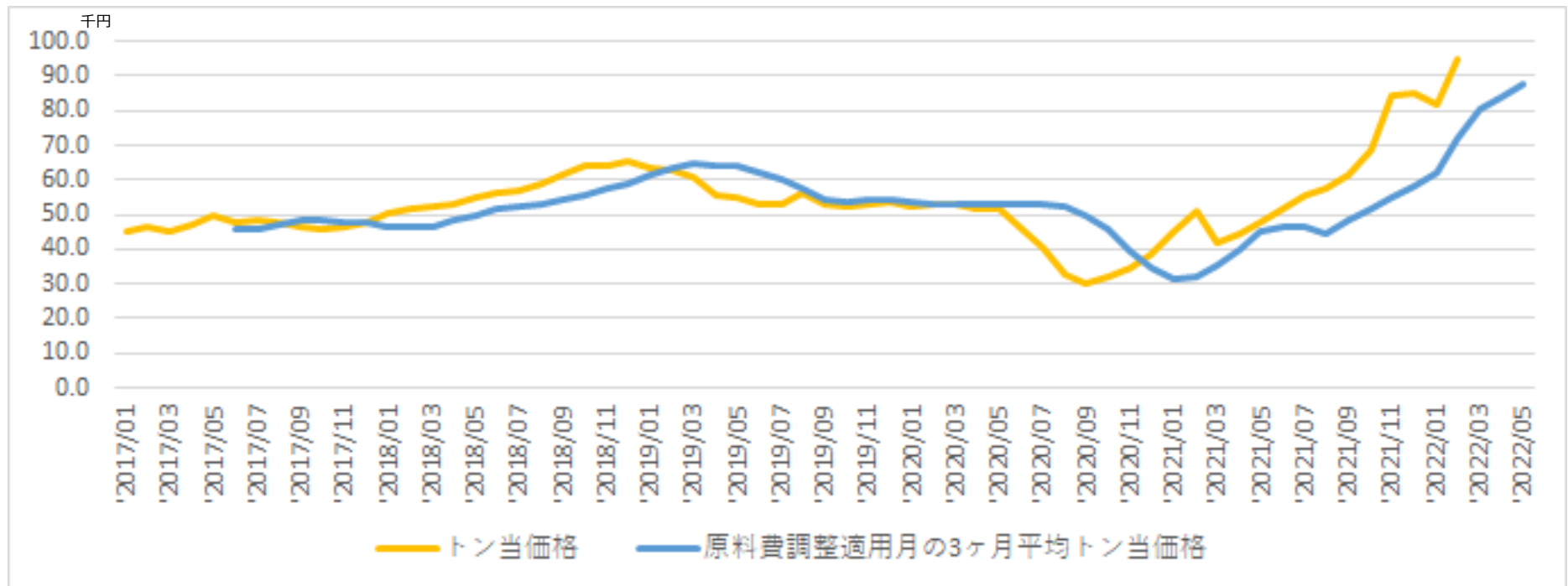
$$\text{平均原料価格} = \left(\text{LNG平均価格 (円/トン)} \times \text{LNG構成比率} \right) + \left(\text{LPG平均価格 (円/トン)} \times \text{LPG構成比率} \right)$$

(参考) ガスにおける原料費調整

		基準平均原料 価格(円)	上限額(円)	LNG構成比率 (%)	LPG構成比率 (%)
東京 ガス エリア	東京ガス ※一般料金	57,250	91,600(1.6倍)	94.79	5.46
	東京電力エナジーパートナー ※とくとくガスプラン	57,250	なし	94.79	5.46
	CDエナジーダイレクト ※ベーシックガス	57,250	なし	94.79	5.46
大阪 ガス エリア	大阪ガス ※一般料金	64,090	102,540(1.6倍)	94.76	5.69
	関西電力 ※なつくプラン	64,090	なし	94.76	5.69
	ガスパル ※大阪ガスエリアプラン	64,090	なし	94.76	5.69
東邦 ガス エリア	東邦ガス(規制料金)	83,350	133,360(1.6倍)	95.76	4.66
	中部電力ミライズ	83,350	なし	95.76	4.66
	ガスパル ※東邦ガスエリアプラン	83,350	なし	94.76	5.69
	サイサン ※都市ガスハッピープラン (東邦ガス地区)	83,350	なし	95.76	4.66

(参考) LNG輸入価格とLNGの平均原料価格の推移

- 小売自由化からコロナ前までの間、LNG輸入価格の変動は、概ね4万5千円から6万5千円の範囲収まっていたが、コロナ影響が顕在化した2020年から現在までの価格は、約3万円から約9万5千円まで上昇。
- 平均原料価格は、貿易統計の輸入価格の3ヶ月平均であり、またガス料金への適用には2ヶ月のタイムラグがあって毎月調整するため、LNG輸入価格上昇の局面にあって、原料費調整が、ガス料金の激変緩和に一定の役割を果たしている。



（参考） 現行の仕組みの経緯（ガス）

- ガス料金の「原料費調整制度」については、為替レートや原油価格といった外的要因により変動する原料費を外部化することにより、**経済情勢の変化を迅速に反映した料金を実現する制度**として、**1996年に導入**。検討時、原料価格の一定以上の大幅な変動については、特に上昇局面における急激な料金上昇は回避すべきとの観点から、調整・反映を限定するべく、適切な上限を設けることが適当とされた。
- 規制料金下において、「事業者の**経営効率化の達成状況の明確化に寄与**してきたこと、一般ガス事業者の経営安定化（適切な原料コスト回収）を通じて**供給面・保安面の継続的・安定的な投資に寄与**し、また上限値（160%）についても**原料価格上昇局面における急激な料金上昇の回避に一定程度寄与している**」と評価。（制度改革評価小委員会報告書・2008年4月）
- 2009年1月、都市熱エネルギー部会料金制度小委員会において見直しを検討し、「3ヶ月平均／毎月調整／タイムラグ2ヶ月」の料金反映の仕組みへの移行、**調整上限（160%）の維持等の結論をとりまとめ**。
- 2017年4月施行の小売全面自由化により、小売料金規制を原則撤廃。小売事業者は自由な料金設定が可能となり、需要家のニーズに応えた様々な料金メニューの提供が期待されている。

(参考) 調整上限に関する過去の検討 (ガス)

都市熱エネルギー部会料金制度小委委員会中間とりまとめ (抜粋) 2009年1月

4. 今後の行政関与の在り方

- まず、調整上限突破が確実に見込まれる状況※下での届出料金改定は、調整上限の設定趣旨との関係が問われることから、原料費以外の費用の低下や原価構造の変化等、届出料金改定を実施する理由について、需要家の納得を得られるよう、事業者が徹底した説明責任を果たすことが必要である。なお、届出料金改定を行い再設定される基準平均原料価格が、改定前料金の基準平均原料価格を上回ったとしても、改定後の料金水準は改定後の原料価格によって決まるものであることから、問題視・特別視すべきことではない。

※ 具体例としては、原料価格上昇局面において、届出時点で判明している貿易統計実績から算定される直近の平均原料価格が改定前の調整上限を超過している場合が考えられる。

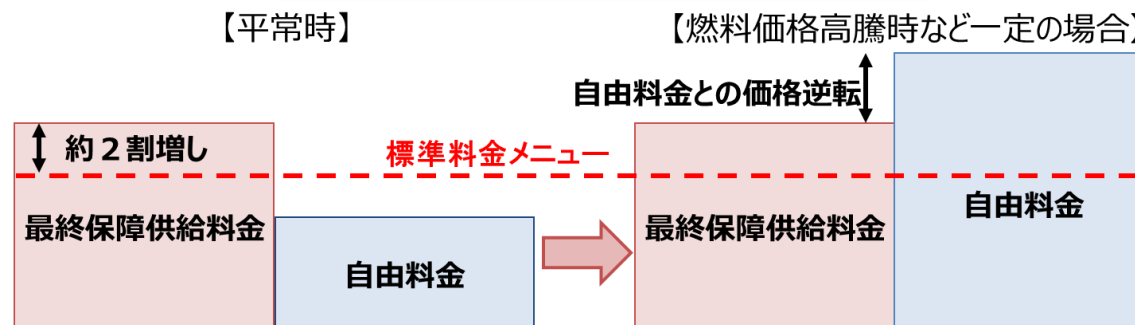
あるべき競争の姿と現実の課題

- 一般的な財において、理論的に考えれば、財の価格が高くなる（供給曲線が上方に推移する）と、市場競争を通じ、
 - ・ 需要においては、限界効用の低い需要が減少し、
 - ・ 供給においては、限界費用の高い供給が減少する、ことを通じて需給が均衡するとともに、社会厚生が最大化が図られる。
- しかしながら、現実の電力・ガスにおいては、以下の課題・論点が存在。
 - ・ 家庭等の需要側においては、電力・ガスは必需品であることから需要の価格弾力性が低いため、特に需給ひっ迫や原燃料価格の高騰時などに、高い価格が形成される可能性がある。
 - ・ 供給側においては、電力・ガスの規制料金及び一部の自由料金において上限が設定されていることに加え、電力の規制料金において、料金原価算定時の電源構成に基づく燃料費調整が行われ、また、新電力においても、これが実態としてデファクトとなっている結果、料金が実際の限界費用を反映できていない状況が存在。
 - ・ 加えて、電気における産業用においては、複数の小売電気事業者から供給を受けられず、又は最終保障料金より高い価格を提示される結果、最終保障供給を選択せざるを得ない需要家も出現（沖縄電力においては、高圧分野において、規制料金が存続。）。
- このような実態を踏まえれば、現在の料金の仕組みには、理論的な社会厚生を最大化を図るメカニズムが、適切に機能しにくいという課題があると考えられる。

(参考) 最終保障供給料金に係る課題について

- 前記のとおり、現行の最終保障供給約款においては、みなし小売電気事業者が設定している標準的な料金メニューの約 2 割増しの料金（臨時的な料金メニュー相当）が設定されており、平常時においては、自由料金は標準料金メニューを相当下回るものが大勢であるため、**最終保障供給料金が自由料金よりも相当割高**となり、長期間契約する需要家は想定されていなかった。
- しかし、燃料価格高騰下においては、市場価格が高騰し、電源調達コストを料金に反映しようとする結果、一部の自由料金について、標準料金メニューのみならず、その約 2 割増しの料金である最終保障供給料金よりも割高となり、**需要家が自由料金よりも価格の低い最終保障供給料金を選択するという事象**が起こりかねず、実際に最終保障供給への申込みも増加しているところ、現状の市場価格を踏まえると本年 4 月以降に更なる申込み増加が起こることも予想される。
- このような状況下においては、本来セーフティネットとして機能すべき最終保障供給について、**需要家の長期間契約という制度趣旨にそぐわない行動を誘発し、適正な価格形成や自由競争が阻害されるおそれ**があり、喫緊に対応が必要ではないか。実際に、**一部の新電力側からも自由競争が阻害されているといった懸念の声**が寄せられているところ。

最終保障供給料金と自由料金との関係



（参考）最終保障供給に需要家が移行する事例（報道より）

○日経エネルギーNext（2022/3/9）

ウクライナ侵攻で企業向け電気料金が青天井の危機
この1年で企業向けは既に1.5倍に、契約を断る電力会社も続出

（前略）

「まさか地元の大手電力会社に値引きゼロの標準料金ですら契約を断られるなんて」。ある大手小売業A社の調達担当者は絶句する。

A社は今年4月に電力契約の更新時期を迎える。そこで2月に、契約中の新電力に契約更新を打診した。ところが新電力の回答は、「電力の仕入れ価格が高騰していてこれまでの料金では提供できない。申し訳ないが契約更新は辞退する」というものだった。

驚いた担当者は、あわてて複数の新電力に見積もりを打診するも、見積もり提案すらしてもらえない。困り果てて地元の大手電力に問い合わせたところ、値引きはおろか、Webサイトなどに金額を掲載している「標準料金」ですら契約できないと断られたのだ。

標準料金はメーカー小売希望価格のようなもので、2000年の電力部分自由化以降、事実上の上限価格となっていた。大手電力や新電力各社はこれまで標準料金に対して値引きを提案してきた経緯がある。

この時、大手電力の営業担当者は、「契約する電力会社が見つからないときは、一般送配電事業者が用意している最終保障供給に申し込んでください」と説明したという。

「最終保障供給」とは、契約先の電力会社が倒産した時などに備える制度で、いわゆるセーフティーネットだ。次の電力会社が見つかるまでの期間、一般送配電事業者から標準料金の1.2倍の金額で電力供給を受けることができる。

この状況にA社の調達担当者は困惑を隠さない。「大手電力に契約できないからセーフティーネットを利用しろと言われたことに驚愕（きょうがく）した。値上げになるだけでも稟議（りんぎ）に上げたくないのに最終保障供給を使うなんて、目も当てられない」。

そもそも最終保障供給は、特別な状況が起きたときの暫定的なセーフティーネットだ。多くの需要家（電力の利用者）が一定期間、サービスのように使う仕組みではない。

（後略）

(参考) 沖縄電力における規制料金について

- 「電力システム改革専門委員会報告書（平成25年2月8日取りまとめ）」において、「沖縄地域についても原則として他の地域と同様の制度改革を進めることを基本とし、その上で、**沖縄地域の特殊性にかんがみ一定の例外措置を設けるという考え方が適当である**」とされた。
- これを踏まえ、沖縄電力においては、**2,000kW未満（高圧以下）の需要家については、規制が残ることとなった。**

電力システム改革各分野における沖縄地域の取り扱いについて①

第4回制度設計ワーキンググループ
(平成25年12月9日) 資料5-5

○現在各分野において検討が進められている制度設計案やその方向性については、原則として沖縄地域においても本土と同様の整理としつつも、一部についてはその特殊性を踏まえ、適用の是非を慎重に検討することが重要。

1. 小売全面自由化・託送制度関連

項目	沖縄地域における取り扱い(案)
小売全面自由化 (電気の小売業への参入の全面自由化)	本土と同様の制度とする。 ※「電力システム改革専門委員会報告書」では、沖縄地域においても小売全面自由化を原則として実施することとしている。
最終保障サービス、離島ユニバーサルサービス	本土と同様の制度とする。
託送制度の見直し (低圧託送制度の創設、託送供給約款の事前認可制、自己託送の制度化)	本土と同様の制度とする。
同時同量制度の見直し (計画値同時同量を導入する)	本土と同様の制度とする。
経過措置約款の適用範囲	現在、沖縄地域において規制部門とされている2000kW未満の需要家を対象とする。

2. 卸市場活性化関連

項目	沖縄地域における取り扱い(案)
卸規制の見直し	本土と同様の制度とする。
卸市場活性化に向けた取組	これまで沖縄電力との間で長期的に売電されてきた卸電気事業者の電源を、新電力等にも活用できるよう、売電先の多様化に向けた取り組みを検討する。

自由化の下における現行の仕組みの評価と課題について

- 原燃料費調整制度は、これまで有効に機能してきたと考えられる面がある一方、全面自由化とともに様々な課題も出現。

	有効に機能していると考えられる点	課題と考えられる点
電気・ガス 共通	✓ 三ヶ月平均を取ることで、急激な高騰影響が緩和されるとともに、適用料金が事前に提示され、需要家を保護。 ✓ 原燃料費調整に調整上限がある場合、原燃料費高騰の影響から需要家を保護。 ✓ 原燃料価格の変動影響を外部化し、その変動に応じて料金を定期的に調整することで、消費者と事業者間でリスクを分担。 ✓ 貿易統計の平均輸入価格を用いて計算するため、小売事業者にとって原燃料の安価調達の誘因。 ✓ 原燃料費調整制度が、新規参入者が自由料金を設定する際にデファクトとして参照され、需要家の料金比較容易性に寄与。	✓ 料金と事業者の限界費用とが一致しない場合がある（※）。 （※）一致しない場合の例 ・ 原燃料価格が調整上限に達した時（電気・ガス） ・ 料金算定時と異なる電源構成となった時（大手電力） ・ デファクトとして大手電力の燃調を参照した時（新電力） ・ スポットで平均原料価格を上回る価格で原料を調達した時（ガス）等 ✓ 各社の基準平均原燃料価格は、各社の料金作成時の原燃料価格等を反映したもので、これに一定の乗率を乗じたものが調整上限となっている。 ✓ 自由料金においては、原燃料費調整や、その調整上限に達した場合の考え方が整理されていない。 ✓ 自由料金において、調整上限の意義について需要家に十分に伝わっていないおそれがある。
電気		✓ 燃料費調整制度が、新電力が自由料金を設定する際にデファクトとして参照される結果、競争環境が歪められているおそれ。
ガス		✓ 自由料金の下、調整上限のある料金メニューを提供していないガス小売も多く、地域によっては、需要家が調整上限のある料金メニューを選択できない。

今後の電気・ガス料金の在り方に係る検討課題例

- 自由化が進む中、あるべき競争の姿と現実の課題の両方を見据え、今後の電気・ガス料金は如何にあるべきか。

- **家庭等の自由料金：**

- 必ずしも生活保護制度の対象とはならない一般の家庭等においても、料金の急変に対して対応が困難な需要家が存在すると考えられる。また、限界費用に必ずしも即さない料金調整を行う小売事業者も存在。こうした中、自由化された電気・ガス料金において、それぞれの市場的特性を踏まえた望ましい在り方について、何らかガイドライン等により示すことの必要性についてどのように考えるか。

- **家庭等の規制料金：**

- 規制料金はあくまで経過措置であることを踏まえた場合、自由料金における料金の望ましい在り方との整合性についてどのように考えるか。
※ただし、現行の規制料金における原燃料費調整制度は、みなし小売事業者の約款で規定されており、料金の値上げをもたらす改定に際しては、原則として認可が必要となる点に留意が必要。

- **産業等の自由・規制料金：**

- 産業等においても、料金の急変に苦しむ需要家も存在することが考えられるが、原燃料価格高騰リスクも踏まえ、省エネや需要構造の転換に積極的に取り組むことも期待される。標準料金の柔軟な改定などについて、家庭等との比較においてより自由な形での競争に委ねていくことについてどう考えるか。
- また、沖縄電力において存続する高圧向けの規制料金についてどう考えるか。
- 加えて、セーフティネットとしての最終保障供給料金が、適正競争や社会厚生を最大化するメカニズムを歪めることのないような最終保障供給料金のあり方について検討が必要。 ※電取委において検討中

- その他、エネルギー政策の観点から、検討が必要な論点としてどのようなものがあるか。

(参考) 他分野での料金・運賃の仕組みの例

- 貨物運送業、内航海運事業、航空業においては、以下のとおり、燃料価格の取扱いに係るガイドラインや認可の仕組みが存在。

	目的	概要	備考
貨物運送業 (BtoB)	荷主に対する運賃交渉力が弱い 運送業者の保護 (中小企業の成長力の底上げ)。	➢ 「<u>トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン</u>」において、燃料サーチャージの算出方法等が記載。燃料サーチャージ額は、自社車両の燃費等をもとに算定するため、各社で燃料サーチャージ額は異なる。 ➢ 届出（貨物自動車運送事業報告規則第2条の2）したサーチャージ表に従い、燃料サーチャージ額を適用するが、実際に適用できる燃料サーチャージ額は、荷主との交渉が必要（BtoB）。 ➢ 燃料サーチャージ制を導入しない事業者は、貨物自動車運送事業法26条により、著しく安い料金により他の事業者の排除を目的とする等の行為に該当するおそれがあるものとして、事業改善命令の対象になりうるとされている。	荷主が運賃改定を求められたにもかかわらず不当に据え置くことは、 独占禁止法、下請法に違反するおそれがある として、要請・勧告・公表の対象になりうる。
内航海運事業 (BtoB、BtoC)	荷主に対する運賃交渉力が弱い 内航海運事業者の保護 （中小企業の成長力の底上げ）。 硫黄酸化物（SOx）規制による、 環境コストの社会全体での負担	➢ 「<u>内航海運事業における燃料サーチャージ等ガイドライン</u>」において、燃料サーチャージの算出方法等が記載されている。燃料サーチャージ額は、年間燃料消費量等をもとに算定するため、各社で燃料サーチャージ額は異なる。 ➢ 届出（海上運送法第8条第1項）したサーチャージ表に従い、燃料サーチャージ額を適用するが、適用するかどうかは事業者の判断。 ➢ 旅客：航路距離の短いフェリーでは運賃単価が安いので、設定されていないことが多い。長距離フェリーでは導入されているが、消費者目線で、燃料価格が高騰しても高いサーチャージ額を設定していないのが実態。 ➢ 貨物：実際に適用できる燃料サーチャージ額は、荷主との交渉が必要（BtoB）。燃料費は実績値で支払う場合もあり、この場合は完全なコスト回収が可能。 ➢ 燃料サーチャージの導入は、個々の内航海運事業者の判断であり義務ではない。	荷主が運賃改定を求められたにもかかわらず不当に据え置くことは、 独占禁止法、下請法に違反するおそれがある として、要請・勧告・公表の対象になりうる。
航空業 (BtoC)	価格競争の激しい市場 において、航空会社が、 燃料価格増加分を運賃とは別建てで回収できるようにするもの	➢ 「燃油付加特別運賃」（燃油サーチャージ）は、本体運賃とは別に、航空法に基づく認可の対象となっている。 ➢ 認可されたサーチャージ表の適用については、旅客は2ヶ月ごとに変更、貨物は毎月変更し、公表することで消費者が燃料サーチャージ額を事前に知ることができるようにしている。 ➢ 燃料サーチャージの導入は、個々の航空会社の判断であり義務ではない。（基本的に国際線に取り入れられている。）	

(参考) “Energy Poverty” (「エネルギー貧困」) に対応する諸制度

- 国民生活においてエネルギー消費は避けられないものであることから、生活必需的なものとして、社会保障制度や電気・ガス料金上、一定の配慮がなされている。

社会保障制度

◆ 生活保護制度

- ・ 日常生活に必要な費用（食費・被服費・光熱水費等）の基準額は、①食費等の個人的費用（年齢別に算定）②光熱水費等の世帯共通的费用（世帯人員別に算定）を合算して算出。
- ・ 冬季加算は、冬季において増加する暖房費等の経費を補填するものとして、10月から4月のうち地域に応じて5ヶ月から7ヶ月間支給。
- ・ 生活保護基準については、5年に一度の定期的な検証として、社会保障審議会生活保護基準部会において、全国消費実態調査のデータ等を用いて、専門的・科学的見地から検証。

電気・ガス料金

◆ 電気・ガス料金の特例措置

- ・ 自然災害等による被災者への措置として、災害救助法が適用された地域等について、料金の支払い期日の延長等を実施（「災害特例」）。

（第1回生活保護基準の新たな検証手法の開発等に関する検討会より抜粋）